

## 総合福祉センター各種事業

ところ 総合福祉センター(できるだけ公共交通機関でお越しいただきますよう、ご協力をお願いします)

### 《働く女性の家》

事業名	とき・場所など	内容・講師・対象など	定員	受講料など
着付けステーション	3月3日(日) 午前10時～午後3時 場所:2階教養娯楽室	着物で「亀山城下ひなまつり」へ出かけましょう。 ・指導員とスタッフが着付けを行います。 ・自分で着付けたい人は、着物の着付けと帯結びの練習もできます。 【女性用着物の無料レンタルあり】 対象:どなたでも	レンタル 持ち込み 各10人 (先着順)	無料
「女子会カフェ」	3月7日(木) 午前10時～11時30分 場所:2階会議室	日常生活の中で「こんなこと感じているのは私だけ?」なんて思うことありますよね。そんなもやもやを言葉にしてみましょう。毎回、いろんな気づきがありますよ。 ファシリテーターが一緒にします。 対象:女性限定	8人 (先着順)	無料
ママのおしゃべりサロン	3月14日(木) 午前10時～11時30分 場所:3階託児室	子育ての不安や疑問、日ごろ感じていることなどを、保育士と一緒に話せる場です。 今月は「イースターエッグでポップづくり」の体験をします。 【親子同室保育】スタッフが子どもの見守りをします。 対象:生後6カ月からの乳幼児と保護者	5組 (先着順)	無料

申し込み 随時、午前9時から来館または電話・FAXで受け付けます。①希望の事業名②郵便番号・住所③氏名(ふりがな)④電話番号⑤年齢⑥勤労の有無⑦託児(生後6カ月から就学前までの乳幼児)、手話通訳、要約筆記の希望を働く女性の家へ[総合福祉センター内(午前9時～午後9時)、火曜日・祝日は休館、日曜日は午後5時まで] TEL24-0294、FAX24-3071

(地域福祉課)

### 《登録グループ主催事業》

事業名	とき・場所など	内容・講師・対象など	定員	受講料など
リフレッシュダンス「ひまわり」体験教室	3月8日(金) 午前9時30分～10時30分 場所:1階コミュニティホール	フォークダンスを一緒に楽しみませんか。皆さんの参加をお待ちしています。 ※動きやすい服装と靴でお越しください。 講師:小田順子さん 対象:市内在住・在勤の女性	10人 (先着順)	無料

申し込み 3月7日(木)午後5時まで受け付けます。来館または電話・FAXで①事業名②氏名(ふりがな)③電話番号を総合福祉センターへ[午前9時～午後9時、火曜日・祝日は休館、日曜日は午後5時まで] TEL24-0294、FAX24-3071

(地域福祉課)

## 税金の申告はお早めに

### 確定申告、市・府民税申告相談会

亀岡市では、還付申告をする人、公的年金受給者などを対象に申告相談会を開催します。

とき 3月1日(金)～15日(金)  
[土曜・日曜日を除く]

午前9時30分～11時、午後1時～3時

※3月1日(金)・4日(月)・5日(火)は公益社団法人園部納税協会との共同開催となります。

ところ 市役所1階市民ホール

内容 市・府民税の申告相談・受け付け

簡易な所得税の確定申告の相談

持ち物 源泉徴収票、社会保険料(国民年金保険料・国民健康保険料・介護保険料など)の支払額がわかるもの(国民年金は控除証明書が必要)、生命保険料・地震保険料などの控除証明書、医療費の明細書などの添付書類、所得計算に必要な書類、印鑑(認印)、所得税の還付を受ける場合は還付先金融機関の口座番号が分かるもの、税務署からのお知らせはがきなど

### ※マイナンバーについて

平成28年分の確定申告書から、納税者のマイナンバーの記載が必要です(本人だけでなく、配偶者や扶養親族のマイナンバーの記入が必要になることもあります)。提出する際には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

・納税者のマイナンバーカード(個人番号カード)の写し

・納税者の通知カードの写しおよび運転免許証などの写真付本人確認書類の写し

※平成29年分の確定申告から、医療費控除を申請する際に領収書の提出が不要になり、代わりに所定の「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました(用紙は国税庁の確定申告ホームページからダウンロードでき、また、税務署や市にも設置しています)。

※医療費の明細書、収支内訳書などが必要な人は事前に作成の上、お越しください。また、昨年の確定申告書や収支

内訳書の控え、そのほかに資料などがある場合は、持参してください。

### その他

○時間帯により大変混雑しますので、お待ちいただく場合があります。

○来庁者駐車場が大変混雑しますので、来場の際は、できるだけ公共の交通機関を利用してください。

○当会場ではe-Taxコーナーを設けており、パソコンを使って自身で申告書を作成していただくことができます(セルフで作成の確定申告書の内容確認は行いません)。

○当会場では園部税務署の受付印は押印できません。園部税務署の受付印が必要な人は直接園部税務署へ提出をお願いします。

○所得税の確定申告が必要な人で、事業所得(営業所得・農業所得)、不動産所得の申告相談や山林所得、譲渡所得がある人は、園部税務署(TEL 0771-62-0340)を利用してください。

問 市役所1階税務課市民税(9・10番窓口)  
TEL25-5012、25-5011

(税務課)

咳やくしゃみが出るときは、ティッシュなどで口を覆いましょう